

第5節 良好的な環境を支える共通施策の推進

前節までに掲げた環境保全施策を確実かつ円滑に展開するため、それらの施策を支援する共通的、基盤的な施策を適切に組み合わせながら実施します。

良好的な環境を支える共通施策の推進

環境影響評価等の推進

環境教育・環境学習の推進

- 環境教育・環境学習の機会提供
- 自主的な環境学習や環境保全活動の促進
- 環境教育・環境学習施設の活用

調査研究・監視測定等の充実

- 調査研究の推進
- 監視観測体制の充実

環境情報の整備・国際協力等の推進

公害紛争の適正処理

環境に配慮した事業活動等の促進

1 環境影響評価¹等の推進

(1) 施策の基本的方向

開発行為等における環境保全上の支障を未然に防止するため、これらの行為について、環境保全上の観点からの検討、適切な配慮を促進します。

このため、環境影響評価法や県環境影響評価条例等の適正な運用を図ります。



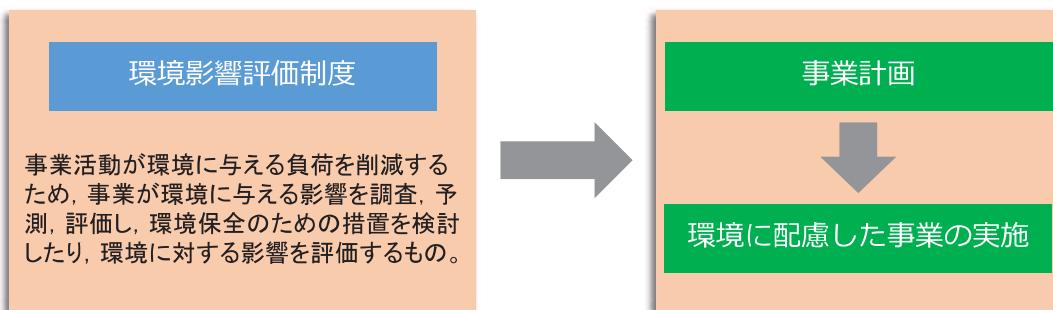
輝北上場公園

(写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟)

(2) 施策

- 環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるよう指導します。
- 環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図ります。また、環境影響評価の実施の参考となる事例の提供に努めます。
- 國土利用計画法²や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。
- 事業の計画段階における環境影響評価（戦略的環境アセスメント³）について、必要に応じ導入について検討します。
- 県環境影響評価条例については、環境影響評価法等の改正を踏まえ、必要に応じ条例改正の検討を行います。

■環境影響評価制度のプロセスフロー図



- 1 **環境影響評価**：事業や開発に際し、環境への影響を事前に予測・評価するもので、環境アセスメントともいいます。本県では、環境影響評価法及び県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価が実施されています。
- 2 **國土利用計画法**：國土を総合的かつ計画的に利用することを目的とした法律です。この法律では、國土利用について国の計画策定を義務づけるとともに、都道府県や市町村についても國土利用に関して計画策定ができると定めています。また、國土保存の観点から、土地利用規制や自然環境の保全、公害防止などについて規定しています。
- 3 **戦略的環境アセスメント (SEA)**：事業の実施前に行う環境アセスメント（いわゆる事業アセス）より早期の事業実施段階（Project段階）に至るまでの意思形成過程（戦略的な段階）の段階で行う環境アセスメントのことです。環境影響評価法においては、平成25年4月から配慮書手続として導入され、実施について、第1種事業（規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業）は義務とされ、第2種事業（第1種事業に準ずる（0.75を乗じた）規模の事業）は任意とされています。

2 環境教育・環境学習の推進

(1) 施策の基本的方向

県環境教育等行動計画（令和3年3月）に基づき、環境教育・環境学習を総合的かつ計画的に推進します。

関係機関・団体との相互連携を強化し、環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、県民の自主的な環境学習や環境保全活動を支援します。

【環境指標】

項目	現況（令和元年度）	目標（令和12年度）
こどもエコクラブ設置市町村数	37	全市町村
グリーンマスター認定者	45人	50人

(2) 施策

① 環境教育・環境学習の機会提供

- 学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等についての学習及び体験的な活動等の環境教育を推進します。
- 学校における環境教育を総合的に推進するため、体験的環境学習指導手引書の活用、体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに、環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。
- 環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、屋久島環境文化村中核施設（屋久島環境文化村センター、屋久島環境文化研修センター）、県環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、事業者、民間団体等の相互連携を推進します。
- 環境に関するデータ、人材、教育プログラム、教材など環境保全活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。



屋久島環境文化研修センター

② 自主的な環境学習や環境保全活動の促進

- グリーンマスター及び自然観察指導員等のリーダーの育成・確保を図ります。
- 自然保護推進員等による地域住民や自然公園の利用者に対する公園利用上のルール・マナー等の普及啓発を図ります。
- 環境学習指導者人材バンクの充実及び活用促進を図り、自主的な環境学習を促進します。
- 環境月間¹等におけるキャンペーンやスターウォッチング、自然観察会、水辺美化活動、グリーン購入、省資源・省エネルギー運動等を通して、県民の環境保全意識の啓発を図ります。
- 次世代を担う子どもたちが自主的に環境学習や環境保全活動を行う「こどもエコクラブ²」の活動を支援し、設置を促進します。
- 子どもたちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしまこども環境大臣」の取組をさらに推進します。



ワークショップ（エコバックづくり）

1 環境月間：昭和47年にストックホルムで開催された国連環境会議の開会日が6月5日であったことから、国連では6月5日を「世界環境デー」と定めました。これにちなみ、我が国ではこの日を「環境の日」、6月を環境月間と設定しています。この期間には、住民団体や国、地方公共団体等により環境に関わる様々な行事が催されています。

2 こどもエコクラブ：次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に地球環境・地域環境に関する学習や活動を開けるように支援するため、環境省が主体となり発足した事業です。公益財団法人日本環境協会に全国事務局があり、市区町村の環境担当課がコーディネーターとして登録などの役割を担っています。

③ 環境教育・環境学習施設の活用

- 環境について体験・学習できる屋久島環境文化村中核施設等の積極的活用を図ります。
- 環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修、情報の収集・提供などに努めます。
- ビオトープ等自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。
- 地球温暖化対策として県立学校や公立小中学校に整備した屋上緑化¹や太陽光発電の施設を環境教育に活用します。



環境教育授業（環境月間）



こどもエコクラブ



県環境保健センター（城南庁舎）

¹ **屋上緑化**：建築物の断熱性の向上による冷暖房量の削減や大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和を目的として、建物等の屋上の空きスペースを利用して樹木、草花、芝生等で緑地を造ることです。

3 調査研究・監視測定等の充実

(1) 施策の基本的方向

環境保全に関する技術の開発研究を促進するとともに、新たな環境問題に関する調査研究を推進します。また、監視測定体制の充実強化等に努めます。

(2) 施策

① 調査研究の推進

- 生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。
- 環境の情報や施策の実施状況を把握し、環境の状況を総合的に評価する環境指標¹の開発のための調査研究を推進します。
- 環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。
- 県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。

② 監視観測体制の充実

- 大気や水質、化学物質、環境放射線等に関する監視体制を充実・強化します。
- 微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダント及び酸性雨については、国等と連携を図りながら、監視観測体制を充実・強化します。



大気測定期と微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析用サンプラー

1 環境指標：人間をとりまく環境の状況を表す様々な環境影響因子を定量的に示す物差しのことです。環境に与える負荷を示すもの、環境の状況を表すもの等があります。

4 環境情報の整備・国際協力等の推進

(1) 施策の基本的方向

環境情報を体系的に整備し、県民や事業者への提供に努めます。

また、環境保全の分野に関し、国際協力活動を行う民間団体の支援や、アジア地域との国際交流を促進します。

(2) 施策

- 地球環境など環境に関する情報の収集・提供に努めます。
- 毎年度作成する環境白書や県環境基本計画の進捗状況を県ホームページに掲載するとともに、分かりやすく親しみやすい環境情報を提供します。
- 公共用水域や大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果については、県ホームページに掲載します。
- 県民、事業者の自主的・積極的な環境保全活動を支援するため、県内の環境の情報を把握し、提供します。
- ボランティアや事業者等が行う国際協力に対して、情報提供などの支援を行います。
- 環境の状況や環境保全技術について、情報収集や提供を推進します。
- 屋久島や奄美大島及び徳之島の世界自然遺産としての自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。
- 広域的な影響が考えられる光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）及び酸性雨については、国や各県と連携してモニタリングを行い、実態把握や原因の解明など、調査・研究を促進します。

5 公害紛争の適正処理

(1) 施策の基本的方向

公害苦情や公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。

(2) 施策

- 公害紛争処理制度の県民への周知を図ります。
- 公害苦情に関する情報を県民や事業者に提供します。
- 公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。
- 市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めます。
- 公害の紛争については、公害紛争処理法¹に基づく公害審査会において、あせん、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。

6 環境に配慮した事業活動等の促進

(1) 施策の基本的方向

環境への負荷の低減を図るため、環境に配慮した事業活動等を促進します。

(2) 施策

- 環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入や普及促進を図ります。
- リサイクル製品の活用やグリーン購入を促進します。
- 県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。
- 県中小企業融資制度（成長企業応援資金）により、事業者の省エネルギー対策等の取組を促進します。
- 県庁環境保全率先実行計画に基づき、県の事務・事業における温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。

¹ **公害紛争処理法**：公害紛争を迅速かつ適正に解決することを目的とした法律です。公害等調整委員会や都道府県公害審査会等による「あせん」や「調停」、「仲裁」等について定められています。